連絡先一覧

各市町行政の子どもに関する総合相談（児童に関する関係機関が構成団体として入っています）の窓口一覧になります。

市　町	担当課	電話番号	住　　所
下関市	こども家庭支援課	083-231-1432	下関市南部町1-1
宇部市	こども支援課	0836-34-8447	宇部市琴芝町2丁目4-25
山口市	子育て保健課	083-934-2960	山口市糸米2丁目6-6
萩市	子育て支援課	0838-25-3536	萩市江向510
防府市	子育て支援課	0835-25-2414	防府市寿町7-1
下松市	子育て支援課	0833-45-1873	下松市大手町3-3-3
岩国市	こども支援課	0827-29-5076	岩国市今津町1-14-51
光市	子ども家庭課	0833-74-5910	光市光井2-2-1
長門市	子育て支援課	0837-23-1156	長門市東深川1339-2
柳井市	こどもサポート課	0820-22-2111	柳井市南町1-10-2
美祢市	子育て支援課	0837-52-5228	美祢市大嶺町東分326-1
周南市	あんしん子育て室	0834-22-0850	周南市児玉町1-1
山陽小野田市	子育て支援課	0836-82-1175	山陽小野田市日の出1-1-1
周防大島町	福祉課	0820-77-5505	大島郡周防大島町大字西安下庄3920-21
和木町	保健相談センター	0827-52-7290	玖珂郡和木町和木2丁目15-1
上関町	保健福祉課	0820-62-0184	熊毛郡上関町大字長島448
田布施町	町民福祉課	0820-52-5810	熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1
平生町	町民福祉課	0820-56-7113	熊毛郡平生町大字平生町210-1
阿武町	健康福祉課	08388-2-3115	阿武郡阿武町大字奈古2636

※上記連絡先は、令和５年３月現在のものです。変更されている場合がありますので、連絡される場合は確認をしてください。

令和元年11月
発行所：山口県民生委員児童委員協議会　児童福祉部会
山口市大手町9-6　TEL：083-924-2828　FAX：083-924-2847

この事業は、共同募金の配分金により実施されています。

民生委員・児童委員、主任児童委員の

児童委員活動パンフレット

このパンフレットは、民生委員・児童委員、主任児童委員の**児童委員活動**につきまして、活動の指針を示したものです。ぜひ児童委員活動にもご活用ください。

民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員の児童委員は、児童福祉法第十六条により「市町村の区域に児童委員を置く」、さらに民生委員法により「民生委員は児童委員に充てられたものとする」と定めてあります。

主任児童委員について

平成６年１月に児童委員への期待の高まりを背景に、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」が制度化されました。さらに「主任児童委員」は、児童委員のなかから指名され、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員として、平成13年に児童福祉法第十六条に明記され法定化されました。

児童委員・主任児童委員活動の重点

①子どもたちの見守り支援

②学校・地域行事への参加

③子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる

④子育ち、子育てを応援する地域づくりを進める

⑤課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

⑥児童委員制度やその活動への理解を促進する

活動の際の「守秘義務・公平な判断」について

◉民生委員法第十五条により、「守秘義務」と「公平な判断」が、明記されています。活動を行う上で、地域住民の個人情報を守り、公平な判断のもとに行ってください。

※全国民生委員児童委員連合会の「児童委員制度70周年　全国児童委員活動強化推進方策2017」を参考に、山口県民生委員児童委員協議会の児童福祉部会において検討し、作成しました。

民生委員・児童委員、主任児童委員の

具体的な児童委員活動について

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割については児童福祉法により以下の図のように示しました。

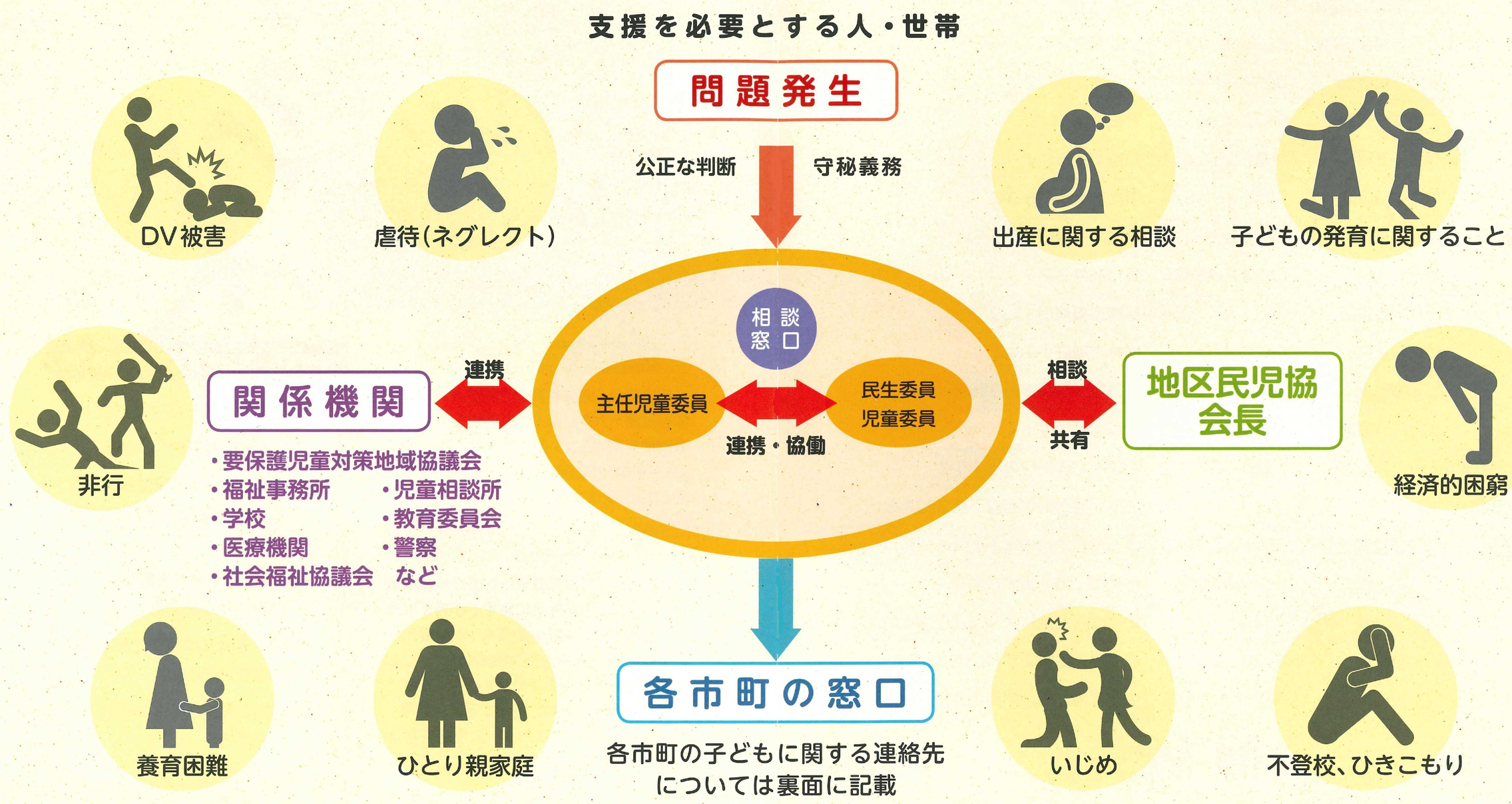

※要保護児童対策地域協議会
→児童福祉法に規定されており、児童相談所、学校、福祉事務所、警察などで構成されている。